

## 第14章 建設業



二級河川 手城川水系手城川 広域河川改修工事



## 1 建設業の構造改善

### (1) 建設業の現状と課題

建設産業は、我が国の主要な産業の一つであり、住宅・社会資本の整備に対して、多様化・高度化する人々の要求を実現させる重要な役割を果たしている。ところが、社会全体の構造改革が求められている中で、建設産業においても、建設投資が低迷し、将来的にも大きな伸びが期待できないという厳しい状況にあり、また、建設市場の国際化による競争が激化するなど、大きな構造変化に直面している。受注の減少や利益率の低下等により、大手の建設業者も倒産するなど、建設業は非常に厳しい経営環境に直面している。

また、公共工事においては、国・都道府県の厳しい財政状況による公共事業費の大幅な削減に伴い、発注件数及び発注金額とも、年々減少している。

更に、平成18年に相次いで発生した贈収賄事件等を踏まえ、平成18年12月に全国知事会で策定された「都道府県の公共調達改革に関する指針」（緊急報告）に沿って、一般競争入札の拡大、総合評価方式の拡充及び電子入札の拡大等の改革が行われている。

こうした状況の中で、今後は、各企業が、自己責任と自助努力で経営の革新などを進めることにより、建設産業全体の構造改善を促進させることが重要である。

### (2) 国の対策

こうした建設業の現状と課題を踏まえ、平成16年6月には、国土交通省において、厳しい経営環境に直面している建設産業において構造改善を推進するため、平成16年度からの3年間に、各企業、建設業者団体、(財)建設業振興基金及び行政がそれぞれの立場において重点的に取り組むべき具体的な推進事業などを示した「建設産業構造改善推進プログラム2004」が、平成19年6月には「建設産業政策2007」が取りまとめられた。平成23年6月には、今後の建設産業の再生方を策定することを目的として、国土交通省建設産業戦略会議において「建設産業の再生と発展のための方策2011」が取りまとめられた。

また、中国ブロックにおいては、建設産業関係機関相互の情報提供と連携等により、建設産業の健全な発展を促進することを目的として、平成15年8月に国土交通省中国地方整備局と中国地方5県の土木建築担当部署を構成員とする「中国ブロック建設産業対策協議会」が設立された。

この「中国ブロック建設産業対策協議会」は、平成16年5月に、中国地方における建設産業の再生を支援するため、関係機関相互において、中小企業政策、雇用政策、進出分野等についての支援に係る情報の交換と共有化を図り、施策の実施等について連携を図ることを目的として、新たに国及び県の土木建築担当部署以外の関係部署並びに建設業者団体等を構成員として加えた「中国地方建設産業再生協議会」として拡充された。

### (3) 建設業界の対策

平成14年度に、本県建設業界団体において、県との意見交換を重ねながら、業界の自主計画として「広島県建設産業再生に向けてのアクションプラン」を策定し、次の取組が計画された。

ア 意欲のある建設業者の経営基盤の強化や企業連携、新分野の進出等「技術と経営に優れた企業づくり」の取組への支援

イ 県が主体的となって取り組む「建設産業再生のための環境整備」への的確に対応することにより、活力と創造力のある産業の再生

### (4) 広島県の対策

県としては、平成15年9月に「広島県産業・雇用対策本部幹事会建設産業ワーキンググループ」

を設置し、活力と創造力のある建設産業の再生を図るため、建設業者の経営改善・経営基盤強化、新分野進出、企業合併等の経営革新に対する自主的な取組について、全庁的な連携を図りながら支援を行ってきた。

平成23年8月には、これからの建設産業の進むべき方向性を示し、再生のための環境整備を目的とした「広島県建設産業ビジョン2011」を策定し、このビジョンに基づく支援施策に取り組むこととした。

また、平成23年度から「建設業新分野進出支援事業」を新たに実施し、地域の安全・安心を担う建設業者の新分野進出に際し、調査・研究開発や販路開拓及び設備投資の経費の一部助成を行うこととした。

【交付決定】〔平成23年度〕 46,533千円（11者）

## 2 建設業の許可

建設業の健全な発展を促進し、適正な建設工事を確保するため、昭和24年に建設業法が制定され、同法の規定に基づき、一定規模以上\*の建設工事を請け負うことを営業とする者は、建設業の許可を受けなければならないこととされている。

（※一定規模以上=1件の請負工事の規模が、①建築一式工事では請負代金1,500万円以上又は延べ面積150m<sup>2</sup>以上の木造住宅工事、又は②建築一式工事以外では請負代金500万円以上の工事）

各年度末における建設業許可業者数及び年間許可申請処理件数の推移は、次のとおりである。

建設業許可業者数の推移

(単位：者)

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
知事許可業者	12,750	12,742	12,801	12,388	11,958
県内大臣許可業者	265	263	251	248	255
計	13,015	13,005	13,052	12,636	12,213

年間許可申請処理件数（知事許可）

(単位：件)

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
新規	551	481	497	496	433
業種追加	186	152	207	220	209
更新	2,995	718	1,228	2,719	2,724
計	3,732	1,351	1,932	3,435	3,366

事務所別建設業許可業者数及び建設業許可申請処理件数 (H24. 3. 31 現在)

事務所別	許 可 業 者 数			許 可 申 請 処 理 件 数	
	知事許可業者	県内大臣許可業者	計	知事許可業者	県内大臣許可業者
西部建設事務所	6,637 (6,888)	169 (161)	6,806 (7,049)	1,781 (1,803)	50 (55)
〃 呉支所	941 (982)	10 (10)	951 (992)	286 (259)	2 (5)
〃 東広島支所	780 (818)	11 (11)	791 (829)	242 (213)	3 (7)
東部建設事務所	3,170 (3,251)	60 (60)	3,230 (3,311)	927 (1,019)	15 (17)
北部建設事務所	430 (449)	5 (6)	435 (455)	130 (141)	4 (1)
合 計	11,958 (12,388)	255 (248)	12,213 (12,636)	3,366 (3,435)	74 (85)

(注) 1 ( ) は、平成 23 年 3 月 31 日現在の数である。

2 県内大臣許可申請処理件数については、国土交通大臣に係る法定受託事務として処理（経由）した件数である。

### 3 経営に関する事項の審査及び入札参加資格審査

#### (1) 経営に関する事項の審査

経営事項審査は、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事を発注者から直接請負おうとする建設業者に対して受けることが義務付けられている審査で、公共工事に参加する建設業者の企業力を経営規模等により適正に評価するための制度である。

この制度は、昭和 36 年に建設業法改正により法制化されたものであり、昭和 62 年の法改正及び昭和 63 年の建設省告示で審査内容等の充実が図られ、更に平成 6 年、10 年及び 11 年の法改正及び建設省告示により、国際的なルールにも合致した客観性の高い資格審査として内容の大幅な充実・改正が行われている。

平成 6 年の改正では、審査基準日が各建設業者の決算日に変更されたほか、新たな審査項目として工事の安全成績及び労働福祉の状況等が加わり、経営事項審査申請書等の虚偽記載に罰則規定が設けられた。

平成 10 年の改正では、評価対象の技術者資格の拡大や審査区分の見直し、激変緩和措置の導入等が行われ、審査結果の公表も開始された。

平成 11 年の改正では、経営事項審査の平均点を上回る建設業者の倒産がみられるようになったことなどから、経営状況分析の指標について、見直しがなされた。

平成 18 年の改正では、完成工事高の指標が改正されるとともに、新たな審査項目として「防災活動への貢献の状況」が加えられた。

平成 20 年の改正では、規模評価、経営状況評価、技術力評価、社会性評価の見直しがなされ、新たな審査項目として、技術職員の評価については、登録基幹技能者、監理技術者講習の受講者が加点評価され、技術力の評価として、元請完成工事高の評価、法令遵守の状況の評価するため行政処分を受けた場合には減点評価することとし、企業の経理については、会計監査人、会計参与について加点評価されることとなった。

平成 23 年の改正では、技術者評価及び完成工事高の指標が見直されるとともに、新たな審査項目として、民事再生企業及び会社更生企業について減点評価することとし、建設機械の保有状況及び ISO 認証の取得状況について加点評価されることとなった。

平成 24 年の改正では、建設産業における社会保険未加入問題への対策の一環として、建設業の

許可に際しての保険加入状況の確認などとあわせて、経営事項審査においても、未加入企業への減点措置の厳格化が図られることとなった。また、建設企業の活動範囲が拡大する中で、外国子会社の経営実績についても評価の対象とされることとなった。

これらの改正に伴って、経営事項審査が公共工事の企業評価における共通の物差しとして、公正かつ実態に即した評価基準となるような制度になっている。

なお、平成 23 年度における審査件数は、別表のとおりである。

## (2) 入札参加資格審査

県が発注する建設工事の競争入札等に参加しようとする建設業者に係る入札参加資格申請については、隔年で受け付けており、平成 23・24 年度分については平成 22 年 11 月及び 12 月に受け付け、平成 23 年 4 月 1 日付けで資格認定を行った。

この資格申請に当たっては、不良・不適格業者を排除する趣旨から、上記経営事項審査を受けている者で完成工事高があること及び広島県の県税の滞納がないことなどを条件としている。

資格認定は、各業者の経営事項審査結果（客観的事項）と県工事成績、県の指名除外等の状況（主観的事項）を総合して行っており、一部の業種を除き業種ごとに 3～4 の等級に区分し、これを発注の標準とする請負対象設計金額と対応させて定めている。

その他の主観的事項の改正状況については、次表のとおりである。

入札参加資格審査（建設工事）における主観的事項の改正経緯

	主観的事項の改正状況
平成 15・16 年度	ISO9001 の認証取得及び(社)全国土木施工管理技士会連合会の土木施工 CPDS 学習単位数を追加
平成 17・18 年度	県による優良建設工事施工業者としての選定の状況を追加
平成 19・20 年度	ISO 14001 の認証取得、建築 CPD 運営会議の建築士又は建築設備士の建築 CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度における認定時間数及び障害者雇用の状況を追加
平成 21・22 年度	造園 CPD 学習単位数、次世代育成支援への貢献状況、地域防災活動への貢献状況及び社会資本維持管理活動への貢献状況を追加
平成 23・24 年度	エコアクション 21 の認証・登録及び建設業労働災害防止協会への加入状況を追加

一方、測量・建設コンサルタント等業務の委託契約の競争入札等に参加しようとする業者についても、建設工事と同様に隔年で入札参加資格申請を受け付けており、平成 9・10 年度分からは、入札への参加を希望する業務分野についての業務実績があることを条件としている。

また、平成 11・12 年度分からは、試行的に、その他業務を除く各業務について、業務実績高及び技術者の状況等を総合的に勘案して各業者の等級を区分し、これを発注の標準とする設計金額と対応させて定めている。

さらに、平成 15・16 年度分からは、ISO9001 の認証取得、県の指名除外の状況（主観的事項）を勘案して、各業者の等級を区分することとした。

平成 24 年 4 月 1 日現在における資格認定者数は、別表のとおりである。

別 表

経営事項審査及び建設工事等入札参加資格認定状況

事務所別	経営事項審査件数 (23年度)		入札参加資格認定者数 (24. 4. 1現在)		
	知事許可業者	大臣許可業者	建設工事		コンサルタント等
			知事許可業者	大臣許可業者	
西部建設事務所	1,360 (1,540)	114 (107)	1,117 (1,085)	99 (91)	244 (244)
〃 呉支所	343 (393)	9 (7)	261 (256)	5 (5)	16 (15)
〃 東広島支所	266 (307)	7 (4)	239 (236)	5 (5)	44 (44)
東部建設事務所	989 (1,132)	47 (40)	743 (729)	36 (35)	86 (88)
北部建設事務所	163 (187)	4 (4)	126 (125)	3 (4)	21 (20)
県内計	3,121 (3,559)	181 (162)	2,486 (2,431)	148 (140)	411 (411)
県外 (広島県以外に本店を有する者)	—	—	62 (56)	668 (639)	428 (403)
合計	3,121 (3,559)	181 (162)	2,548 (2,487)	816 (779)	839 (814)

(注) 1 経営事項審査の項目の( )は平成22年度分である。  
2 入札参加資格認定の項目の( )は平成23・24年度分(H23.4.1現在)である。

#### 4 指名業者の選定及び建設業者の育成指導

##### (1) 指名業者の選定

公共工事の発注は、公共事業の円滑かつ適正な実施を図るため、「公費の公正かつ効果的な使用」と「適正な施工の確保」を基本として運用されるべきものであるが、地域経済の活性化や雇用機会の確保など社会政策的な効用を果たす役割も担っている。

このため、県工事の発注に当たっては、指名業者等選定要綱に基づき、設計金額に対応したランク別発注を基本とし、それに技術的な適性、施工経験、技術者の状況などを総合的に勘案して選定している。

また、選考手続きについては、すべての建設工事について公正・公平を確保するため、工事金額に応じて、地方機関、本庁各局等に指名業者等選考委員会を設けて、厳正に審査をしている。

##### (2) 建設業者の技術力及び競争力の強化

###### ア 合併の促進

県内建設業者の合併等による、より一層の技術力及び競争力の強化を促進するため、合併等を行った建設業者に対し、入札参加資格の格付け認定及び受注機会の確保措置において特例措置を設けている。

###### イ 経常建設共同企業体制度の試行

県内建設業者の協業化による技術力及び競争力の強化を促進するため、経常建設共同企業体制度を試行し、共同企業体結成後の一定期間内の合併又は協業組合等への移行を条件に、入札参加資格の格付け認定において特例措置を設けている。

###### ウ 特定建設工事共同企業体の取扱

特定建設工事共同企業体に発注する工事は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続

の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を請ける工事（以下「WTO対象工事」という。）及び高度又は特殊な技術を要するなど技術的難度の高い工事を除き、構成員は原則として県内業者とすることとしている。

### (3) 建設業者の指導等

建設業者に対しては、パンフレットなどを作成して、一括下請けの禁止、下請負人名簿の提出、現場代理人等の常駐、技術者の適正配置、労働災害の防止の徹底及び建設業退職金共済制度等の福利厚生制度への加入促進などを図り、建設業法、建設工事執行規則、建設工事請負契約約款及びその他関係法令等の遵守についても指導している。

更に、下請け代金支払いの適正化、契約関係業務の適正化、独占禁止法の遵守や財務診断の活用などについて周知徹底を図り、公正な取引、経営の健全化などについて指導している。

また、平成13年4月からは「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行されており、これに基づく指導にも取り組んでいる。

平成14年度においては、建設業法に基づく監督処分基準を制定し、不正行為の防止及び不良不適格業者の排除の徹底を図るとともに、県発注工事等における暴力団介入事件の発生に鑑み、公共工事等から暴力団の排除を徹底するため、建設工事等暴力団対策連絡会を設置し、警察との連携強化等の措置を行っている。また、建設業者等指名除外要綱を改正し、暴力団が実質的に経営を支配しているなどの直接的な関与に加え、暴力団と親交を有する業者等の排除を規定した。

平成15年度においては、特定業者の落札への協力要求や指名辞退の強要等の入札妨害行為に対する措置要件を新設し、更に入札妨害及び談合、独占禁止法違反行為に対する措置期間を延長することとした。

平成16年度においては、贈賄を起こす不良不適格業者の排除を強化するため、建設業者等指名除外要綱を改正した。

平成17年度においては、悪質リフォーム工事を行う者に対する指導監督や入札談合の再発防止を図るため、国の監督処分基準が一部改正されたこと、国から無許可業者に対する指導・監督のガイドラインが示されたことにより、広島県の監督処分基準を一部改正し、平成18年4月1日から施行した。

平成22年度からは、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく資力確保措置について、建設業者に対し行政庁への届出が課せられ、知事許可業者による県への届出が始まった。

また、広島県建設業者等の不正行為等に対する監督処分の基準に、同法違反関係の項目を追加し改正した。

更に、9月から請負契約の適正な履行の確保を図ることを目的として、県発注工事において現場代理人の所属建設業者との直接的な雇用関係を確認することとした。

平成23年度からは、県発注工事等からの暴力団排除の徹底を図るため、下請契約等の相手方が暴力団等である場合の契約解除規定を設け、県と請負契約等を締結した営業所等には、極力、不当要求防止責任者の配置等を求めることとした。

また、談合等の不正行為を防止するため、談合情報への対応の見直しを図るとともに、建設業者等指名除外要綱を改正し、談合等の事実が発覚した場合のペナルティを強化した。

平成24年度からは、下請・資材業者へのしわ寄せを防止するため、低価格入札により落札した工事について、下請・資材業者等への代金の適切な支払の確認を強化することとした。

また、県発注工事等からの暴力団排除の徹底を図るため、暴力団又は暴力団関係者等からの資材又は原材料の購入等の制限に係る要綱を制定した。

## 5 入札・契約制度の改善

建設産業の再生のために策定した「広島県建設産業ビジョン2011」における県の支援策の一つとして、市場環境の整備を図るため入札契約制度を改善していくこととしており、そのための施策の実施工程表として平成23年12月に「入札契約制度中期計画」を策定した。

平成24年度は、「入札契約制度中期計画」が目指すべき姿とする「公正で透明な入札契約制度における技術力・競争力の高い企業による競争の実現」を図るため、次の改善を行ったところである。

- (1) 低入札価格調査制度の対象工事を請負対象設計金額8,000万円以上から5,000万円以上に拡大するとともに、調査基準価格の算定式を改定し、併せて「適正な履行確保の基準」の「工事費総額での判断基準」を、全入札参加者が入札書に記載した価格を基に算出する工事費総額失格基準に見直し
- (2) 低価格入札により落札した工事について、工事中の施工体制等の確認を強化するとともに、下請・資材業者への代金の適正な支払の確認を強化
- (3) 工事成績条件付一般競争入札の入札参加資格要件を、入札参加資格者名簿における土木一式工事の平均工事成績70点以上から71点以上に見直し（対象部局：農林水産局，土木局，企業局）
- (4) 県発注工事における重層下請を防止するため、元請業者による土木一式工事又は建築一式工事としての下請発注を原則として認めない取扱いに見直し
- (5) 県内の建設業者等が自ら進める、技術力向上等の取組に対して、講師派遣などの支援を実施
- (6) 入札関係職員等に対する外部からの働きかけ等があった場合の記録・報告・公表の制度を創設（平成24年度中を予定）
- (7) 工事品質を確保するため、施工不良等に対するペナルティを強化
- (8) 暴力団又は暴力団関係者等からの資材又は原材料の購入等の制限に係る要綱を制定
- (9) 金融機関等が行う建設企業の財務状況等に応じた与信枠の設定等の市場機能の活用による、過度な入札参加の抑制により、質の高い競争環境を整備するため、請負対象設計金額19億4,000万円以上の建設工事において、入札ボンド制度を試行
- (10) 価格と品質で総合的に優れた調達のみならずさらなる推進を図るため、請負対象設計金額8,000万円以上の工事について、原則として総合評価落札方式による発注を行うこととし、併せて評価項目等を見直し（対象部局：農林水産局，土木局）
- (11) 県内業者が施工した優良工事及び優良工事を施工した優秀な技術者に対するインセンティブを強化するため、「優良建設工事の表彰制度」及び「優秀な技術者の表彰制度」を創設
- (12) 一定の要件を満たす工事について、現場代理人の工事現場への常駐義務を緩和し、併せて一定の範囲内で他の工事現場における現場代理人等との兼務を認める取扱いに見直し
- (13) 県発注工事の入札において、県発注工事の施工実績と同程度とみなせる市町発注工事の実績の評価を試行（対象部局：農林水産局，土木局，企業局）
- (14) 民間技術力の活用の推進を図るため、契約後V E方式の適用基準を明確化（対象部局：農林水産局，土木局，企業局）
- (15) 工事品質の確保を図るため、監督体制及び検査体制を強化（対象部局：土木局）
- (16) 測量・建設コンサルタント等業務に係る低入札価格調査制度の対象業務を請負対象設計金額2,500万円以上から1,000万円以上に拡大するとともに、調査基準価格の算定式を改定し、併せて適正

- な業務履行の確保のため、低入札価格調査提出時に提出された技術者について、真にやむを得ない場合を除き変更を認めない取扱いとするとともに、業務履行上必要な費用の計上の確認を強化
- (17) 測量・建設コンサルタント等業務における総合評価落札方式の対象業務について、請負対象設計金額2,000万円以上の業務のうちから選定する方式を、原則、1,000万円以上の業務に拡大するとともに、型式並びに評価項目及び配点を見直し (対象部局：農林水産局，土木局，企業局)
  - (18) 測量・建設コンサルタント等業者の合併等による、より一層の技術力及び競争力の強化を促進するため、入札参加資格の認定における特例措置を整備
  - (19) 高度又は専門的な技術が要求される業務における適切な発注を推進するため、公募型プロポーザル方式等の対象業務を拡大するとともに、高度な技術能力を必要とする等、技術力の結集を必要とする業務について、設計共同体制度を試行
  - (20) 建設工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、三者会議の開催を試行  
(対象部局：農林水産局，土木局，企業局)

(参考) これまでの取組 (平成5年度～平成23年度)

実施年度	透明性の確保	公正な競争の促進	適正な施工の確保	不正行為及び不良・不適格業者の排除	備考
5	○指名業者等選定要綱及び建設業者等指名除外要綱の公表	○条件付一般競争入札の試行 (2件) ○意向確認型指名競争入札の試行 (4件)	○特定建設工事共同企業体の運用改善 (対象金額の引き上げ)		
6		○条件付一般競争入札の試行 (6件) ○意向確認型指名競争入札の試行 (7件)		○談合情報対応マニュアルの制定 (公正入札調査委員会の設置)	
7		○条件付一般競争入札の実施 (10億円以上) ○意向確認型指名競争入札 (5億円以上10億円未満)	○設計図書の有料配布 (5億円以上)		
8		○公募型指名競争入札の試行 (5億円以上10億円未満: 23件)	○低入札価格調査制度の導入 (WTO対象工事) ○特定建設工事共同企業体の運用改善 (対象金額の引き下げ) ○工区設定工事の試行		
9		○公募型指名競争入札の実施 (5億円以上10億円未満) ○意向確認型指名競争入札の廃止	○工区設定工事の実施		
10	○予定価格の事後公表 (契約後)	○公募型指名競争入札の拡大試行 (2.5億円以上5億円未満) ○経常建設共同企業体制度の試行 ○指名業者標準選定数の引き上げ		○談合に対するペナルティの強化 ・指名除外期間の延長 ・再犯加重期間の延長	
11	○予定価格の事前公表の試行 (5億円以上の半数) ○建設業者の格付・格付基準の公表		○低入札価格調査対象の拡大 (2.5億円以上) ○施工体制等立入点検の実施		○中間前金払制度の導入 ○測量・建設コンサルタント等業務に係る分野別業者格付、業者選定基準の整備
12	○予定価格の事前公表の試行拡大 (5億円以上の全部及び2.5～5億円の半数)	○公募型指名競争入札の拡大実施 (2.5億円以上5億円未満)	○発注者支援データベースシステムの地方機関への展開		
13	○発注見通し及び入札契約に係る情報の公表 (資格者名簿、指名理由等) ○予定価格の事前公表の試行拡大 (2.5億円以上の全部)	○意向確認型指名競争入札の試行 (1億円以上2.5億円未満の土木・建築工事)			○H13.2公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (入札契約適正化法) 施行
14	○最低制限価格の事後公表 ○予定価格の事前公表の試行拡大 (1億円以上の全部) ○指名除外業者の公表 ○苦情処理制度の整備	○公募型指名競争入札の試行拡大 (1億円以上2.5億円未満の建築一式・高度特殊工事) ○配置予定技術者の入札前届出制の試行 (1億円以上の全工事) ○意向確認型指名競争入札の試行廃止	○低入札価格調査対象の拡大 (1億円以上)	○談合に関する契約解除及び損害金の規定 ○建設業者等指名除外要綱の改正 (暴力団関連企業等の排除)	○H15.1入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律 (官製談合防止法) 施行
15	○広島県公共工事入札監視委員会の設置	○公募型指名競争入札の試行拡大 (1億円以上2.5億円未満の設備工事)	○低入札価格調査制度に係る「適正な履行確保の判断基準」の設定 ○県内建設業者の合併等に関する特例要綱制定 ○優良建設工事施工業者に対する優遇措置	○暴力団関係者の関与時の契約解除及び損害金の規定 ○談合情報の信憑性の判断基準の策定・公表等	

実施年度	透明性の確保	公正な競争の促進	適正な施工の確保	不正行為及び不良・不適格業者の排除	備考
16	○予定価格の事前公表の拡大（全工事）	○公募型指名競争入札の拡大実施（1億円以上10億円未満の全工事） ○経常建設共同企業体制度の廃止（H17年度から廃止）			○電子入札の導入
17	○工事成績評価結果の公表（1,000万円以上）	○公募型指名競争入札の拡大試行（5,000万円～1億円の建築一式・設備工事） ○総合評価方式による入札の試行		○工事成績不良業者の指名除外	○H17.4 公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）施行 ○H18.1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）改正 ・反則調査権限の導入 ・課徴金減免制度の導入
18		○公募型指名競争入札の拡大試行（5,000万円～1億円の高度特殊工事） ○指名業者の事後公表		○談合があった場合の損害金の予約額の引き上げ（10%→15%）	
19		○公募型指名競争入札の試行廃止（4月） ○一般競争入札の拡大（1億円以上の全工事及び5,000万円～1億円の建設工事等）（10月） ○一般競争入札の拡大及び事後審査型一般競争入札の導入（1,000万円以上の全工事）		○談合があった場合の指名除外措置の強化及び損害金の予約額の引き上げ（15%→20%）	
20		○総合評価方式の拡充・評価項目に地域貢献（路線管理, 除雪業務）を追加 ・最低制限価格制度を試行開始（1億円未満の工事）			○地域建設業経営強化融資制度の導入 ○下請セーフティネット債務保証事業の導入
21		○総合評価方式の拡充・入札参加資格の事後審査方式の導入	○最低制限価格の算出基準の改正 ○低入札価格調査制度の改正 ・工事費総額失格基準の設定 ・調査対象工事の完成後調査の実施	○談合行為等の防止及びペナルティの強化 ・県発注工事における指名除外期間の最長期間を36ヶ月に延長	○電子入札の拡大 ・書面入札の原則廃止 ・入札参加希望書の提出手続きの省略
22		○総合評価方式の拡充（8,000万円以上の工事等、重点的に実施） ○県内企業の下請活用の促進のため、下請は県内企業を原則化	○地域優良企業評価型一般競争入札の試行	○前払金の使途調査を低入札価格調査対象工事等で重点実施 ○名ばかり営業所の排除のため、低入札価格調査対象工事等で営業所の稼働実態を調査	○測量・建設コンサルタント等業務における総合評価方式の試行 ○中間前金払の活用促進
23	○指名除外措置等についての説明制度の整備	○総合評価方式の本格実施 ・1億円以上の工事等、原則実施 ・8,000万円未満の工事について、「地域実績評価型」を試行	○合併等に関する特例措置の拡充 ○経常建設共同企業体制度の試行 ○特定建設工事共同企業体の対象工事を概ね5億円以上の工事に見直し ○低入札価格調査制度の改正 ・対象工事の拡大（8,000万円以上の工事） ・工事費内訳での判断基準を廃止し、工事費総額失格基準を見直し ○工事成績条件付一般競争入札を1,000万円以上5,000万円以上の工事等試行	○談合情報への対応の見直し及び談合等の不正行為が発覚した場合のペナルティ強化 ○下請契約等の相手方が暴力団等である場合の契約解除規定の整備	○H23.8 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針改正 ○測量・建設コンサルタント等業務における予定価格を事後公表から事前公表に変更

## 6 広島県公共工事入札契約業務連絡協議会の活動について

当協議会は、公共工事に関する入札契約業務の合理化を図るため、発注機関相互の連絡調整等を行い、公共工事の適正な執行に寄与することを目的としている。

平成 23 年度は、「入札契約制度運営部会」を開催し、西日本建設業保証株式会社等を講師に招き、「建設業者の資金繰りの改善」についての講演を行い、地域建設業経営強化融資制度の理解と導入促進等を図った。また、県内市町に、県の平成 23 年度の入札契約制度の改正概要及び趣旨を説明するとともに、建設業許可制度（業種区分）及び建設業退職金共済制度についても説明を行い、建設業法及び制度の周知を図った。

(参考) これまでの取組（平成18年度～平成22年度）

実施年度	会議名	協議・説明事項等
18	入札契約制度運営部会	○「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」への対応の徹底等
20	入札契約制度運営部会	○地域建設業経営強化融資制度等の適用，総合評価方式の拡充，及び単品スライドの適用について説明を行い，早期対応を働きかけ
21	入札契約制度運営部会	○入札談合の未然防止を目的に，公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務局中国支所を講師に招き，「官製談合防止法」等についての講演を実施 ○測量・建設コンサルタント等業務に係る最低制限価格制度等を説明するとともに，中間前金払制度について説明を行い，制度の理解と導入を促進 ○建設業許可制度の概要について説明
22	入札契約制度運営部会	○西日本建設業保証株式会社を講師に招き，「建設業者倒産時の適切な対応」についての講演を実施 ○県の平成22年度の入札契約制度の改正概要及び趣旨について説明 ○建設業許可制度（技術者の配置）について説明

## 7 建設工事の紛争処理

建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、広島県建設工事紛争審査会を設けその処理に当たるとともに各種建設工事の紛争相談に応じている。

なお、平成 23 年度に広島県建設工事紛争審査会において処理した件数は、次のとおりである。

建設工事紛争取扱件数

(単位：件)

年 度	手 続	前年度繰越件数 (A)	当年度申請件数 (B)	当年度取扱件数 (A+B)	当年度終了件数 (C)	未処理件数 (A+B-C)	審理開催回数
23	あっせん	0	1	1	0	1	0
	調 停	0	4	4	2	2	9
	仲 裁	3	2	5	1	4	7
	計	3	7	10	3	7	16

## 8 建設機械の打刻及び検認

建設機械抵当法に基づき、建設機械に関する動産信用の増進により建設工事の機械化の促進を図るため建設機械に打刻し、また、打刻の検認事務を行っている。

なお、平成23年度における打刻及び検認は該当がなかった。

## 9 浄化槽工事業の届出・登録

昭和60年10月に浄化槽法が施行され、浄化槽工事業を営む者（浄化槽工事業者という。）は都道府県知事への登録が義務付けられた。

また、建設業法に基づき、土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている建設業者で浄化槽工事業を営む者（特例浄化槽工事業者という。）は、登録にかえて届出が義務付けられた。

なお、浄化槽工事業者・特例浄化槽工事業者数の推移は、次のとおりである。

区 分		年 度				
		19	20	21	22	23
浄 化 槽 工 事 業 者	県内	125	130	129	128	133
	県外	2	1	1	2	2
	計	127	131	130	130	135
特 例 浄 化 槽 工 事 業 者	県内	799	802	819	831	831
	県外	126	127	126	126	125
	計	925	929	945	957	956

## 10 解体工事業者の登録

建設廃棄物の適正な処置を目的として、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が平成12年5月に制定され、平成13年5月からは、同法の規定に基づき解体工事業を営む者（建設業法に基づき、土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業のいずれかの建設業許可を有する者を除く。）は、都道府県知事への登録が義務付けられた。

なお、解体工事業者の登録業者数の推移は、次のとおりである。

区 分		年 度				
		19	20	21	22	23
県 内		109	105	117	120	116
県 外		11	13	11	10	12
計		120	118	128	130	128

## 1 1 建設工事の統計調査

建設工事及び建設業の実態を把握するため行うもので、国の基幹統計として建設工事受注動態統計調査（毎月1回）及び建設工事施工統計調査（年1回）を実施している。

また、一般統計調査として住宅用地完成面積調査（年1回）を行っている。

